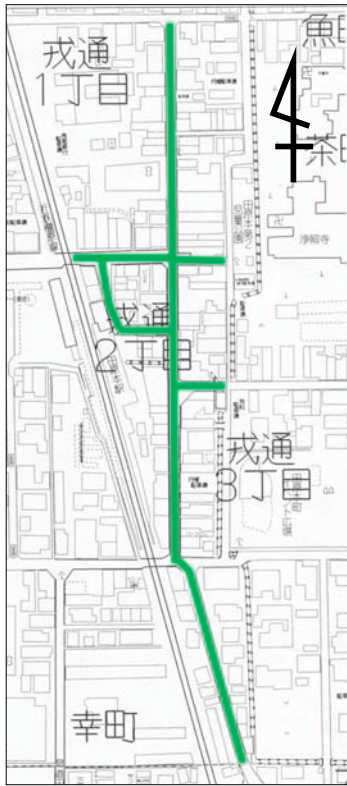


指定する道路

緑色の道路が、指定する道路となります。



田原本駅前周辺の活性化を図るため、空き店舗を利用して出店する人を対象に補助金を交付する「田原本駅前活性化対策事業」を実施します。

対象 田原本駅東側周辺の指定する道路（左図参照）に接し、原則3カ月以上利用されなくなった空き店舗など（テナント部分を含む）を借り受け出店する人

補助金の額など

▼店舗などの賃借料
月額の賃借料の2分の1
※敷金、仲介手数料など賃貸契約に関する諸費用を除く。

対象期間 1年間（月額5万円限度）

▼店舗などの改修工事に要する経費
改修工事費の2分の1（50万円限度）

度／什器、備品の購入、設備機器の設置を除く）

注意事項

- 1000円未満の端数は切り捨てとなります。
- 家賃補助を受ける場合、会計年度を越えて支払った月分の補助については、翌会計年度の予算状況に基づき決定することになります。
- 改修費補助を受ける場合は、補助金の交付決定を受けた年度内に改修を終了していただく必要があります。

申請方法など
詳細は、町ホームページをご覧ください。

田原本駅前の活性化のために
**田原本駅東側周辺（戎通り）の
空き店舗へ出店する人を応援します**

産業観光課商工観光係 ☎34・2080

助成内容

③町税などを完納していること。

②都道府県などが実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成の決定を受けており、他の市町村から助成を受けていないこと。

①法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれか一方が田原本町に住所があること。

②都道府県などが実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成の決定を受けており、他の市町村から助成を受けていないこと。

申請方法など
1回の治療につき15万円まで。ただし、凍結胚移植（採卵を伴わないもの）などについては、1回の治療につき7万5000円まで。

申請方法や詳細については、町ホームページで確認、または保健センターへお問い合わせください。



助成の交付決定日をご確認ください

平成28年度の申請は、平成28年4月1日以降に終了した特定不妊治療が対象となります。

※平成27年度に都道府県などが実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」で申請した人のうち、交付決定日が平成28年2・3月の場合は申請を受け付けています。

都道府県などの助成を受けた人も対象になります
**特定不妊治療費用助成
平成28年度の受け付けを開始しました**

保健センター ☎33・8000



	地域子育て支援センター宮古 (宮古保育園)	子育て相談センター阪手 (こどもの森阪手保育園)	子育て相談センター宮森 (宮森保育園)
園庭開放	日時 5月6日(金)開始 毎月第1・3金・土曜日 午前10時～正午	日時 4月9日(土)開始 毎週土曜日 午前10時～正午	日時 5月13日(金)開始 毎月第2・4金曜日 午前10時～正午
親子体操	日時 5月11日(水)開始 毎月第2・4水曜日 午後2時15分～ 3時15分 保険料 1回100円	日時 4月12日(火)開始 毎月第2・4火曜日 午後2時50分～ 3時30分 保険料 1回100円	
子育て何でも相談	日時 月～金曜日/午前10時～午後4時 ☎ 0120-194-783 <small>イクジ ナヤミ</small>	☎ 0120-733-860	☎ 0120-783-194 <small>ナヤミ イクジ</small>
問	☎ 34-1611	☎ 34-1612	☎ 33-1611

子育てを支援します 保育園に遊びにおいでよ

宮古保育園 ☎ 34・1611
こどもの森阪手保育園 ☎ 34・1612
宮森保育園 ☎ 33・1611

すこやか測定日

毎月保育園で身長・体重を測定し、成長を感じながらみんなで子育てを楽しみませんか。

日時 毎月第4火曜日
前半：午前10時30分～11時
後半：午前11時～11時30分

対象 0～3歳児とその保護者

費用 無料

問・申込 毎月測定日の前日までに、こどもの森阪手保育園 (☎ 0120-733-860) へ。

この他にも、各保育園ではさまざまな活動を計画しています。その都度広報紙でお知らせしますので、ぜひご参加ください。

さかて収穫隊

保育園のお友達と一緒に季節を感じながら自然に触れ、野菜の収穫を楽しみませんか。

日程 6月ごろ…じゃがいも掘り
7月ごろ…とまと狩り
10月ごろ…さつまいも掘り
12月ごろ…大根ひき

時間 午前10時～

対象 平成22年4月生まれ～平成26年3月生まれのお子さんとその保護者

定員 10組

費用 無料

問・申込 4月18日(月)～22日(金)に、こどもの森阪手保育園 (☎ 0120-733-860) へ。

遊び場所がない、近所に同年齢の子どもがいない、また子育てで悩んでいるお母さん、お子さんと一緒に保育園へ遊びにきませんか。
保育園では、左記の内容で園を開放し、子育てを支援しています。

飼い主のマナーを守りましょう

マナーを守って ペットと暮らそう

保健センター ☎ 33-8000

フンの後始末を行いましょ

犬にとって散歩は大切な運動ですが、道路や公園などにフンが放置されていることがあります。必ず飼い主がフンの後始末を行いましょ。

猫はつないで飼う習慣がないため、周りの家の庭などでフンをすることがあります。自宅でのトイレのしつけをきちんと行い、できるだけ室内で飼うようにしましょう。

野良猫にエサを与えることはやめましょ

野良猫にエサを与えると、猫の繁殖につながったり、フンや泣き声など周りの人とのトラブルの原因になります。飼っている猫ではない場合、エサを与えることは絶対にやめましょ。

飼っているペットを捨ててはいけません

ペット(愛護動物)を遺棄した場合、法律で50万円以下の罰金に処されます。最後まで責任をもって飼いましょ。